



自転車マナーアップ強化月間

実施要綱

1 目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を促進することにより、自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

2 期間

令和7年5月1日(木) ～ 令和7年5月31日(土)

毎月10日は「県民交通安全の日(※)」です。

(※)地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日。

3 重点目標

- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 自転車利用時のヘルメット着用の推進
- 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進



4 推進方法

推進機関・団体は、相互に連携して、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等にも努め、各組織に具体的推進事項の周知徹底を図ります。また、多くの県民が月間の取組に参加できるよう、テレビ、新聞、SNS等を活用した広報啓発の推進に努めます。

具体的推進項目

利用者は…

- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
- 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を徹底しましょう。
- 夜間はライトを点灯しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しましょう。
- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめましょう。イヤホン等の使用は危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しましょう。
- 令和6年11月1日から自転車の酒気帯び運転が罰則化され、携帯電話使用等の罰則が強化されました。



家庭・地域・職場・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車等利用時のヘルメット着用を推進しましょう。
- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭において、自転車の交通ルールやマナーについて必要な教育を行いましょう。



宮崎県交通安全対策推進本部

「ヘルメット着用」「自転車保険加入」で自分の身を守りましょう

■令和6年中の県内の自転車関与事故

- ・ 発生件数 276 件 (県内全ての交通事故の約1割を占める)
- ・ 死 者 3 人
- ・ 負 傷 者 265 人 ※死傷者数は自転車乗車中に死傷した人数

■全ての世代で「ヘルメット着用」が努力義務になりました！

令和5年4月1日から全ての自転車利用者はヘルメット着用が努力義務となっています。ヘルメット非着用時の致死率は、着用時の約1.7倍です。また、ヘルメット非着用で亡くなった人のうち、約5割が頭部を損傷しています(R2～R6年警察庁合計)。



SGマークなどの安全性を示すマークのついたものを使うよう
努め、あごひもを確実に締める
など、正しく着用しましょう。



■「自転車保険加入」は県条例で義務化されています！

過去には、兵庫県で、男子小学生が加害者となる事故に対し、9,521万円の高額賠償事例が発生しています。自転車保険には、自動車保険や火災保険等の特約、クレジットカードの付帯保険のほか、コンビニやネットで手軽に加入できるものもあります。万が一に備えて、自転車損害補償責任保険等に加入しましょう。

令和6年度交通安全 ポスターコンクール入賞作品



高校・一般の部 銅賞
根井 皆美さんの作品

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

宮崎県交通事故相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

【場所】

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

県庁 1 号館 4 階

☎ 0985-26-7039

【相談日時】

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

安全運転相談の案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

【相談日時・窓口】

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前10時～午後5時 ※ 事前に電話を

○宮崎運転免許センター ☎ 0985-24-9999 (音声案内 2 番)

○都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999 (直通)

○延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999 (直通)

○安全運転相談ダイヤル ☎ 8080

⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分